

令和2年度監査報告書（前期定期監査）に基づ  
く改善策及び顛末

令和3年3月

糸島市

## 令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■前期定期監査結果報告書</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>[教育総務課]</p> <p>1 契約書と仕様書の記載内容の不整合について</p> <p>委託契約において、委託料の請求時期が、契約書と同契約の仕様書で異なっていた。</p> <p>また、規定内容が明瞭に示されていない契約書が散見された。</p> <p>契約書及び仕様書に記載すべき事項について精査し、適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 随意契約の理由について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する随意契約において、契約締結の決定書では、その理由が「取り扱う同業他社が近郊にないため」とされていたが、同業他社が近郊にないことの確認が行われていなかった。</p> <p>随意契約は、競争の方法によらない例外的な契約方法であり、その根拠を具体的に明らかにする必要がある。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>3 支出負担行為決議書の起票について</p> <p>留守番電話設置等工事請負契約を令和2年6月に締結していたが、監査基準日時点で支出負担行為決議書の起票が行われていなかった。</p> <p>工事請負契約に係る支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>[学校教育課]</p> <p>1 個人情報を含む業務の再委託について</p> <p>小学校学力検査業務委託契約及び小学校学級集団アセスメントQ-U業務委託契約において、契約に基づき業務の一部が再委託され、再委託承</p>	<p>[教育総務課]</p> <p>今後は、契約締結時には契約相手先と協議のうえ、契約書と同契約の仕様書の間に整合性を保った業務委託契約を締結する。</p> <p>また、契約の規定内容を明瞭にし、適正な事務処理を行う。</p> <p>当該契約については、当該業者と初めて契約を締結する際に同業他社が近郊にないことを確認し、随意契約を締結していたが、翌年度以降に当該業者と再度契約を締結する際には同業他社が近郊にないことの確認を行っていなかった。</p> <p>指摘後、同業他社が近郊にないことの確認を改めて行った。</p> <p>今後は、過去の契約締結時に同業他社が近郊にないことの確認を行った場合であっても、改めて確認を行うとともに、決定書に具体的根拠を記載するなど、適正な事務処理を行う。</p> <p>当該契約については、監査実施前に支出負担行為決議書の起票を行った。</p> <p>また、支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」と課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>[学校教育課]</p> <p>令和3年度の契約から再委託の申請については、個人情報の管理を明確化するため、再委任申請書に再委託の業務責任者、再委託理由の記載を</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>諸申請書及び再委託承諾書が添付されていたが、個人情報の管理等について十分な指示が行われていなかった。</p> <p>再委託承諾書では、個人情報の管理等について、適切な管理・監督を要請するものとなっていたが、再委託の承諾に当たっては、再委託する業務及び個人情報の適正な取扱いを確保するための定めを厳格に確認すべきであると思われる。</p> <p>個人情報を適正に保護するための方策について、検討されたい。</p> <p>2 支出負担行為決議書の起票について</p> <p>糸島市立学校校内通信ネットワーク整備事業業務委託契約を令和2年8月に締結していたが、監査基準日時点で支出負担行為決議書の起票が行われていなかった。</p> <p>委託契約に係る支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>3 時間外勤務について</p> <p>4月から8月までの5か月間において、正規職員6名の時間外勤務時間が4か月以上連続で45時間を超え、そのうち1名は4か月以上連続で70時間を超えていた。</p> <p>ワークライフバランスの推進及び職員の健康面でのリスク低減の観点から、時間外勤務削減に向けた取組について、多角的に検討されたい。</p> <p>[生涯学習課]</p> <p>1 契約保証金免除の適用根拠について</p> <p>契約金額が300万円未満の契約について、糸島市契約事務規則第24条第3号を根拠として契約保証金を免除していた。</p> <p>管財契約課が示している「契約保証金事務の手引き」では、契約金額が300万円未満の契約のときは、同条第7号を適用することとされている。</p>	<p>追加し、再委託先との契約書の写しの提出を求める。再委託の承諾に当たっては、再委託する業務及び個人情報の適正な取扱いを確保するための定めを厳格に確認のうえ、承諾をする。</p> <p>指摘後、支出負担行為決議書を起票した。</p> <p>また、支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」と課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>時間外勤務については、これまでも多い状況ではあったが、令和2年度は、GIGAスクール構想の前倒しや新型コロナウイルス感染症に関する新たな業務への対応もあり、特に多い状況となった。</p> <p>今後は、職員の健康面のリスク回避のため、定期的な業務の進捗状況の確認、適切な指示、協力体制の確保等を行い、時間外勤務の削減に努める。</p> <p>[生涯学習課]</p> <p>指摘後、契約保証金の免除に係る根拠規定について契約変更を行った。</p> <p>今後は、「契約保証金事務の手引き」に沿った適正な事務処理を行う。</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 利用料金の額の承認手続について  指定管理者による管理を導入している体育施設の利用料金について、糸島市体育施設条例第16条第3項に規定する教育委員会による利用料金の額の承認手続が口頭により行われていた。  利用料金の額の決定は、受益者負担の適正化を図り、良質な行政サービス提供のための重要な事項であり、口頭ではなく書面による承認手続が必要であると思われる。  利用料金の額の承認手続について検討された。</p> <p>3 長期継続契約の必須規定について  糸島市交流プラザ志摩館昇降機保守点検業務委託契約は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの長期継続契約であるが、契約書に条件付解除の条項が定められていなかった。  長期継続契約は債務負担行為を要しないが、契約書に翌年度以降において予算の金額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。  適正な事務処理をされたい。</p> <p>4 契約保証金を免除する場合の決定書への理由付記について  契約金額が1,186万2千円である糸島市交流プラザ志摩館清掃等管理業務委託契約について、糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除していたが、同号を適用する理由が決定書に記載されていなかった。  管財契約課が示している「契約保証金事務の手引き」では、契約金額が300万円以上の施設の維持管理及び保守契約の場合に同号を適用できる要件として、契約案件を誠実に履行できると見込まれる契約であって、発注担当課にて過去の履行実績や現在の経営状況等を総合的に判断し、決定書にその理由を明記したものに限定とされてい</p>	<p>令和3年度から、糸島市体育施設条例第16条第3項に規定する教育委員会による利用料金の額の承認手続については、書面により手続を行うこととした。</p> <p>指摘後、長期継続契約における条件付解除の条項を追加する契約変更を行った。  また、契約締結時に、改めて契約書を確認するよう課内で徹底を図った。  今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>当該契約に係る契約保証金の免除については、当該契約を誠実に履行できると見込み、過去の履行実績や現在の経営状況等を総合的に判断していたが、決定書にその理由を明記していなかった。  指摘後、決定書に当該理由を明記するよう課内で徹底を図った。  今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>る。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>5 教育委員会に委任された支出負担行為と補助金交付事務について</p> <p>福岡マラソンイベント補助金の交付について、糸島市補助金等交付規則に基づき、市長決定により交付額400万円が決定されていたが、補助金交付申請書の申請先及び補助金交付決定通知の発出者は教育長となっていた。</p> <p>市長の権限を教育委員会に委任する事項を定めた糸島市教育委員会に対する事務委任等に関する規則第2条第2号では、「教育委員会に配当された予算に基づき、別表に定める範囲内における支出負担行為（教育財産を取得すること及び教育委員会の所掌に係る契約を結ぶことを除く。）」とし、別表では「19節 負担金、補助及び交付金」の支出負担行為の金額は「300万円未満」としており、補助金交付額が300万円以上となる場合は、委任の範囲の金額を超えているため、補助金交付申請については交付決定者である市長宛てに行い、補助金交付決定通知についても市長名で行うべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、市体育協会補助金の交付について、市長決定により交付額601万5千円が決定されていたが、当該補助金の交付事務については、教育委員会告示である糸島市社会教育関係団体補助金交付規程に基づき行われ、補助金交付決定通知も教育長名でなされていた。</p> <p>教育委員会に事務委任された支出負担行為の範囲と補助金交付事務の根拠となる例規とが整合していないため、関係例規の整備について検討されたい。</p> <p>6 文庫活動補助金について</p> <p>文庫活動補助金について、補助金設計書では、補助金の区分は「奨励・支援的事業補助」、補助限度額は「23,000円」とされていたが、交付団体の事業規模、予算規模にかかわらず、12団体に一</p>	<p>令和3年度から、福岡マラソンイベント補助金の交付については、補助金交付申請は市長宛てに行い、補助金交付決定通知は市長名で行うとともに、関係例規を整備する。</p> <p>令和3年度から補助対象事業ごとに補助金交付額を決定できるよう、令和2年度中に補助金交付額を定める基準について検討する。</p> <p>今後は、当該基準に基づき、適正な事務処理を</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>律23,000円が交付されていた</p> <p>事業補助は、補助対象事業ごとに補助金交付額を決定すべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>[文化課]</p> <p>1 支出負担行為決議書の起票について</p> <p>国指定史跡新町支石墓群史跡活用資料作成業務委託契約を令和2年8月に締結していたが、監査基準日時点で支出負担行為決議書の起票が行われていなかった。</p> <p>委託契約に係る支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 仕様書に記載している事項の確実な履行等について</p> <p>国指定史跡新町支石墓群史跡活用資料作成業務委託契約仕様書において、学芸員の資格を有する者が担当することを市に書面で通知すること、国指定史跡に関する業務経験を示す契約書の写しを市に書面で提出することを記載していたが、仕様書に記載された書面は提出されていなかった。</p> <p>また、埋蔵文化財発掘調査に伴う空中写真撮影業務単価契約仕様書において、無人航空機の飛行に関する国土交通省の年間包括申請許可を得ることを記載していたが、許可取得の確認に当たり許可書の提出等を求めていなかった。</p> <p>仕様書に記載している趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。</p> <p>3 契約書に記載している書類の作成について</p> <p>伊都郷土美術館機械警備業務委託契約において、契約書では受託者が警備計画書を作成し、市の同意を得ることとしていたが、警備計画書が作成されていなかった。</p> <p>契約書に規定している趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>行う。</p> <p>[文化課]</p> <p>指摘後、支出負担行為決議書を起票した。</p> <p>また、支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき」と課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、仕様書に示す必要書類について、受託者に対し改めて提出を求め、受領した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、警備計画書について、受託者に対し改めて作成を指導し、受領後に同意した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>4 随意契約の理由及び契約金額の妥当性を示す資料について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約により伊都文化会館音響設備等賃貸借契約を締結していたが、契約締結の決定書ではその理由が「伊都文化会館の機器の関係上、対応業者が限定されているため」とだけ記載されており、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとする合理的な理由が具体的に示されていなかった。</p> <p>また、当該契約は2,000万円を超える随意契約であり、契約金額の妥当性を精査する必要があると思われるが、契約締結の決定書には、糸島市契約事務規則第20条の規定に基づき徴した見積書が添付されていなかった。</p> <p>説明を求めたところ、機器の選定理由、随意契約に至った経緯は妥当であり、見積書等の事績も確認できたが、随意契約は、競争の方法によらない例外的な契約方法であり、契約金額の妥当性も含めその根拠を具体的に明らかにする必要がある。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、当該契約はリース契約であり、更新した音響設備は市の所有物品ではないため備品登録の必要はないが、将来的な更新等に備え設備の一覧表を作成する等し、未更新の機器についても併せて適正に管理されたい。</p>	<p>今後は、決定書において随意契約とする合理的な理由及び妥当性を具体的に明らかにするとともに、糸島市契約事務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p> <p>また、備品登録については、台帳管理も含め、適切な管理を行うよう指定管理者と連携していく。</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■前期定期監査結果報告書</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>[業務課]</p> <p>1 契約書と仕様書の記載内容の不整合について</p> <p>委託契約において、契約書では再委託を前提として規定しているが、同契約の仕様書では第三者への再委託を禁じていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>[水道課]</p> <p>1 受託業者からの報告に対する対応状況の記録について</p> <p>委託業務の作業中に消毒剤の濃度を誤って補充する事態が生じたことを報告する文書が受託業者から提出されていたが、当該事態に対する市の対応状況を記録した文書が残されていなかった。</p> <p>説明を求めたところ、当該事態が発生した直後に市職員が現地調査を行い施設管理上の問題がなかったことを確認し、受託業者に対しては適切に指導を行ったとのことであったが、不測の事態が生じた場合には、市の対応状況を記録として残すのが適当であると思われる。</p> <p>不測の事態が生じた場合の対応記録について、検討されたい。</p> <p>2 契約保証金に関する事項等を協定書に定め ない理由の決定書への付記について</p> <p>九州旅客鉄道(株)を相手方とする協定書に、契約保証金に関する事項、支払遅延に関する事項及び暴力団排除に関する事項が定められていなかったが、協定締結の決定書には、これらの事項を協定書に規定しない理由が記載されていなかった。</p> <p>九州旅客鉄道(株)を相手方とする協定書については、相手方が主体性を持つ性格のものであるため、契約保証金に関する事項、支払遅延に関する事項及び暴力団排除に関する事項を契約書に規</p>	<p>[業務課]</p> <p>令和3年度の契約から、契約書に再委託を禁止する条項を定め、仕様書との整合性を図る。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>[水道課]</p> <p>今後、対応記録を残すよう、課内で周知徹底を図った。</p> <p>令和3年度から、協定書に契約保証金に関する事項、支払遅延に関する事項及び暴力団排除に関する事項等が定められない場合、決定書に協定書に規定しない理由を明記する。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>



令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>定することが困難であることは理解するが、決定書には協定書に規定しない理由を明記すべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>[下水道課]</p> <p>1 長期継続契約の必須規定について</p> <p>伏龍池放流ゲート等保守点検業務委託契約及び綿打川洪水吐ゲート保守点検業務委託契約は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの長期継続契約であるが、契約書に条件付解除の条項が定められていなかった。</p> <p>長期継続契約は債務負担行為を要しないが、契約書に翌年度以降において予算の金額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 糸島市公共下水道再構築基本設計に係る技術的援助に関する協定について</p> <p>糸島市公共下水道再構築基本設計（ストックマネジメント実施計画）に係る技術的援助に関する協定が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する随意契約により日本下水道事業団と締結されていたが、協定締結の決定書に記載されている随意契約の理由は、日本下水道事業団の設立目的を記載したものとなっており、当該協定の性質又は目的が競争入札に適しないとする合理的な理由が具体的に示されていなかった。</p> <p>随意契約は、競争の方法によらない例外的な契約方法であり、その根拠を具体的に明らかにする必要がある。</p> <p>また、当該協定書には、市が委託料を支払遅延した際の遅延利息の定め及び契約保証金免除の根拠条項の定めがなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>主管課における措置、処理の経過及び対応策</p> <p>[下水道課]</p> <p>次の長期継続契約から、契約書に条件付解除の条項を定める。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>令和3年度の契約から、協定に関する随意契約については、当該協定の性質又は目的が競争入札に適しないとする合理的な理由を明確に記載する。</p> <p>また、協定書に市が委託料を支払遅延した際の遅延利息の定め及び契約保証金免除の根拠条項を定める。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■前期定期監査結果報告書</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>[消防総務課、予防課、警防課、第1・第2・第3警備課]</p> <p>1 契約保証金免除の適用根拠について</p> <p>契約金額が3,520万円である消防通信・指令施設等保守点検業務委託契約について、糸島市契約事務規則第24条第3号を根拠として契約保証金を免除していた。</p> <p>管財契約課が示している「契約保証金事務の手引き」では、同号を適用できるのは、契約金額が1,000万円未満の場合である。契約金額が300万円以上の施設の維持管理及び保守契約の場合、発注担当課にて過去の履行実績や現在の経営状況等を総合的に判断し契約案件を誠実に履行できると見込まれるのであれば、同条第7号を適用できるとされていることから、過去の実績等の総合的な判断理由を決定書に明記した上で、同条第7号を適用すべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 補助金交付関連事務について</p> <p>補助金を交付した団体の収支決算の監査を市職員が行っているものが見受けられた。</p> <p>交付団体の規約等に監事の定めがなく慣例により行っているものとの説明であったが、補助金実績報告を審査する立場にある市職員が交付団体の監事役を行うことは不相当であると思われる。</p> <p>補助金事務の透明性を確保するためにも事務の在り方について、検討されたい。</p>	<p>指摘後、「契約保証金事務の手引き」に沿った適正な事務処理を行うこと、また、糸島市契約事務規則第24条第7号を適用して契約保証金を免除する場合においては、過去の実績等の総合的な判断理由を決定書に明記することについて、消防本部内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行っている。</p> <p>指摘後、補助金交付団体と協議し、令和3年度に実施する収支決算の監査から、補助金交付団体の規約等に基づき選任された監事が実施するよう改めた。</p>

令和2年度監査結果報告書（前期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■前期定期監査結果報告書</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>[議事課]</p> <p>1 仕様書に記載している事項の確実な履行等について</p> <p>糸島市会議録作成業務委託契約仕様書において、反訳と校正は速記等の有資格者をもって行うことを記載していたが、資格の確認等が行われていなかった。</p> <p>また、会議録検索システム運用管理業務委託契約仕様書において、ISO27001又はプライバシーマークの資格認定を受けていることを記載していたが、資格の確認等が行われていなかった。</p> <p>入札により契約を締結しており、要件に問題はないとの説明であったが、資格の確認等は厳格に行うべきである。</p> <p>仕様書に記載している趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[議事課]</p> <p>指摘後、資格の確認等を行った。</p> <p>令和3年度の契約から、資格の確認等を書面により厳格に行い、適正な事務処理を行う。</p>